

一般競争入札の実施について

一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）第19条の規定により公告します。

なお、岐阜市一般競争入札等実施要綱（平成11年3月30日決裁）第6条及び岐阜市事後審査型一般競争入札実施要領（平成19年7月27日決裁）第4条の規定により事後審査型一般競争入札として実施します。

令和5年5月18日

岐阜市長 柴橋正直

記

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1) 工事（件）名 | 梅林小学校外壁等落下防止工事 |
| (2) 目的場所 | 岐阜市金竜町6丁目6番地 |
| (3) 完成(完了)期日 | 令和5年11月10日 |
| (4) 契約の種類 | 請負契約 |
| (5) 余裕期間の有無 | 有 |
| (6) 工事着手日 | 令和5年6月30日 |
| (7) 前払金の有無 | 有 |
| (8) 予定価格 | 28,589,000円
(消費税及び地方消費税を含む。) |
| (9) 最低制限価格 | 岐阜市最低制限価格制度実施要領（平成23年3月31日決裁）
第2条に規定する対象工事 |
| (10) 概要 | (1) 外壁等落下防止工事 一式
(2) その他工事 一式 |

2 一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 岐阜市内に本店を有すること。
ただし、本店が岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）で定める建築工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
ただし、岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録さ

れている本店において該当業種の許可を受けていること。

- (3) 岐阜市建設工事成績評定要領（平成16年4月1日決裁）に基づく工事成績評定
点の基準に係る工事の種類は、建設業法で定める建築一式工事（以下「建築一
式工事」という。）とする。
- (4) 経営事項審査結果通知書に記載の建築一式工事の総合評定値及び主観点数の
合計が700点以上であること。
- (5) 平成25年度以降に、官公庁等発注の単独企業又は共同企業体の代表構成員
若しくは出資比率30%以上の構成員として、次の①又は②の建築一式工事の
元請施工実績（ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日までに
完成引渡しの済んだ工事とする。）を有すること。
 - ① 新築（建築基準法（昭和25年法律第201号）上の改築を含む。）又は
増築工事で、請負金額（共同企業体受注の場合、請負金額に出資比率を乗じ
た額）が2,900万円以上であること。
 - ② 耐震改修又はその他改修工事で、請負金額（共同企業体受注の場合、請負
金額に出資比率を乗じた額）が1,500万円以上であること。
- (6) 現場代理人及び次の条件を全て満たす主任技術者を本工事に配置できること。
なお、現場代理人は、主任技術者を兼ねることができる。
 - ① 建築一式工事に係る主任技術者の資格を有すること。
 - ② 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

3 日程

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間
令和5年5月18日（木）から令和5年5月24日（水）まで
- (2) 質問書の提出期間
令和5年5月18日（木）から令和5年5月24日（水）まで
- (3) 質疑回答期限
令和5年5月29日（月）
- (4) 電子入札システムの応札期間
令和5年5月31日（水）午前9時から令和5年6月1日（木）午後4時まで
- (5) 一般競争入札の開札
令和5年6月2日（金）午前9時

4 その他

- (1) 電子入札システムが使用できない場合などの書類の提出については、別紙
「入札（見積）書類の提出等について」のとおりとする。

- (2) 特記の無い事項については「一般競争入札の共通事項について」のとおりとする。

5 問い合わせ先

岐阜市役所行政部契約課

058-265-3894（請負係）

058-214-2951（審査係）